

一関工業高等専門学校教育研究振興会規約

(目的)

第1条 一関工業高等専門学校の教育研究の振興を図り、相互の連携を密にし、もって地域社会の発展に資することを目的として、一関工業高等専門学校教育研究振興会(以下「本会」という。)を設ける。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、一関工業高等専門学校に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一 一関工業高等専門学校の教育研究の振興に関すること。
- 二 一関工業高等専門学校と地域産業等との連携・協力に関すること。
- 三 技術研究開発及び技術者再教育に関すること。
- 四 その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会設立の主旨に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

(役員任期)

第6条 前条に掲げる役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、重要事項を審議し、これを処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選任)

第8条 本会の会長は、総会において会員のうちから選任し、副会長、理事及び監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦で会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

(総会)

第10条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 定時総会は、毎年原則として6月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、必要の都度、会長がこれを招集する。

2 理事会は、総会に提出する議案及び重要事項を審議する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費の額等必要な事項は、総会でこれを定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会においてこれを定める。

附則

この規約は、平成4年9月22日から施行する。

附則

この規約は、平成19年7月18日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月18日から施行する。